

障発0331第8号  
令和3年3月31日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領」の一部改正について

「電動車椅子に係る補装具費の支給について」（平成30年3月23日付け障発0323第32号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で定める電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領の一部を別紙のとおり改正し、令和3年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。